

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態及び

リサイクル認定事業者の現状についての研究

金谷研究室 0512024 園田 由美子

1. 背景・論点

循環型社会形成推進基本法が平成 12 年に成立し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に対する循環型社会システムの構築のための枠組みが法制面からも整備されてきた。このような現状の中で、地方自治体ではリサイクル製品認定制度を実施するところが増えており(図 1)、平成 19 年 11 月現在、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く 35 の自治体で実施されている。

リサイクル製品認定制度とは、リサイクル製品を都道府県が認定し、県や市町村が率先して利用しながら、リサイクルの推進を図っていくというものである。製品は、自治体発注の公共工事で利用できる再生資材と、トイレトーパーや文具などの物品類などが主流である。平成 13 年のグリーン購入法の施行により、地方公共団体等には、環境物品等の調達方針の作成および当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努力義務が課せられた。これを受けて、多くの都道府県では、環境物品等の普及促進および環境物品等に関する情報の提供を行うことを目的として、独自にリサイクル製品認定制度の構築を進めている。

しかし、リサイクル製品認定制度については、基本情報は先行調査である程度明らかにされているが、自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態や、認定事業者の現状の詳細などは明らかではない。

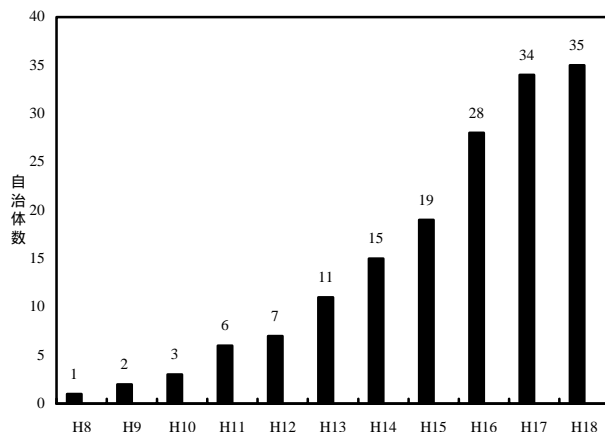


図 1 リサイクル製品認定制度実施自治体数の推移

2. 研究の目的・意義

そこで本研究では、以下の 2 点を目的とする。

目的 1: 実際にはリサイクル製品認定制度がどのよう

に実施されているのか、条例等から把握することのできない自治体の実施実態を明確にすること。

目的 2: 実際にはリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状を明確にすること。

本研究の意義は、リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態を把握することにより、まだリサイクル製品認定制度を実施していない自治体、またはすでに実施している自治体にとって、他の都道府県の制度を把握するうえで有効な研究となることである。また、認定事業者の現状を把握することにより現在リサイクル製品認定制度に登録している認定事業者や、これからリサイクル認定制度に登録しようと考えている事業者にとって、認定制度の登録について検討をするうえで有効な研究となる。

3. 研究方法

制定実態・実施実態の調査方法の概要を表 1 に示し、手順を(1)~(4)に示す。

表 1 制定実態・実施実態の調査方法

	HP・条例 要綱・文献等	アンケート調査票
制定実態	大部分	残りの部分
実施実態	-	全て

- (1) 各自治体の HP を基に、リサイクル製品認定制度を実施している 35 の自治体の基本情報をまとめる。
- (2) 各自治体の条例等を分析・比較する。
- (3) (2)では得ることのできなかつた情報や、疑問に思った内容をアンケート調査票(表 2)により調査し、制定実態を明確にする。また、自治体の実施実態についてもアンケート調査票により調査する。アンケートは 35 自治体に送付し、32 自治体から返信があった。
- (4) リサイクル認定事業者に対してアンケート調査(表 3)を行い、制度の影響や申請されたきっかけなどの現状を明確にする。アンケートは三重県の 55 事業者、滋賀県の 29 事業者に送付し、それぞれ 35 事業者、15 事業者から返信があった。

4. 結果及び考察

(1) リサイクル製品認定制度の自治体の制定状況

リサイクル製品認定制度に関する条例等を入手することができた、32の自治体の条例等を読んで主な記載内容を抽出した。その結果、表4に掲げる64項目の記載項目が抽出された。その後、条例等を読んで、より詳しく知りたいと考えたことや疑問に思ったことなどをアンケート調査票にして35の自治体に送付した。それらの調査結果のまとめを記す。

まず、リサイクル製品認定制度の項目記載率を75～100%、50～75%、25～50%、0～25%に分類した。表4に示す。

表2 自治体へのアンケート調査票の内容

(平成20年9月5日(追加調査は平成20年11月7日)実施)

アンケート内容	回答方法	回答数
リサイクル製品認定制度の実施実施に関する事項		
21 他の団体への委託の有無	選択式	単数回答 n=32
22 リサイクル製品認定制度を委託されている団体	記述式	n=3
23 リサイクル製品を認定する審査会の人数	記述式	n=29
24 リサイクル製品を認定する審査会の構成	選択式	複数回答 n=32
25 リサイクル製品を認定する審査会の頻度	選択式	単数回答 n=31
26 審査会の議事録閲覧の可否	選択式	単数回答 n=27
27 審査会の審査員登録の可否	選択式	単数回答 n=26
28 一般住民を審査員として採用する方法	選択式	単数回答 n=2
29 リサイクル認定製品を販売している事業者に対する立入調査の有無	選択式	単数回答 n=31
30 立入調査の頻度	選択式	複数回答 n=24
31 立入調査の内容	選択式	複数回答 n=24
32 審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか否か	選択式	単数回答 n=29
33 審査会の決定と認定の決定が異なる場合があるか	選択式	単数回答 n=25
34 事前の立入調査を行われない理由	選択式	単数回答 n=2
35 リサイクル製品を認定する審査会及び有識者から知事への結果報告の義務付けの有無	選択式	複数回答 n=30
36 申請から認定までに要する時間	選択式	単数回答 n=31
37 認定を決定するときの手続き	選択式	単数回答 n=32
38 認定製品の取消し件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=31
39 取消し件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
40 認定製品の取下げ件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
41 取下げ件数の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
42 申請件数と認定件数の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
43 申請件数と認定件数の把握の公表の可否	選択式	単数回答 n=31
44 認定することができなかったときの、申請事業者に対する通知の有無	選択式	単数回答 n=30
45 誤認(知事)から県民へ認定に際して公表する内容	選択式	複数回答 n=32
46 自治体からリサイクル認定事業者への支援の有無	選択式	単数回答 n=32
47 自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容	記述式	n=21
48 リサイクル認定製品に関して何か問題が発生したときの処理責任者	選択式	単数回答 n=32
49 リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
50 リサイクル認定製品を販売している事業者の、認定製品の販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=26
51 リサイクル製品認定事業者に関して問題が発生したときの、事業者に関する是正または勧告の有無	選択式	単数回答 n=29
52 公共工事においてリサイクル認定製品を使用の際の、提示の有無	選択式	単数回答 n=29
53 認定製品の使用が可能な際、事業者に認定製品の使用義務づけの有無とその方法	選択式 & 記述式	単数回答 n=32
54 申請又は認定事業者に対する申請又は認定に係る資料の保存を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=32
55 申請や検査に係る費用の負担	選択式	単数回答 n=32
56 認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
57 認定事業者自身に対するリサイクル認定製品の定期検査の頻度	記述式	n=17
58 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの有無	選択式	単数回答 n=30
59 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の有無	選択式	単数回答 n=4
60 県民や民間団体などに対する、リサイクル認定製品の選択を義務づけの成果の内容	記述式	n=2
61 県の利用実績の把握の有無	選択式	単数回答 n=32
62 県の利用実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=19
63 リサイクル認定製品の利用率の把握の有無とその数値	選択式	単数回答 n=31

表3 リサイクル認定事業者へのアンケート調査票の内容(平成20年10月31日実施)

アンケート内容	回答方法	回答数(三重県)	回答数(滋賀県)
リサイクル認定事業者の現状や今後の展望に関する事項			
1 リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期	選択式	単数回答 n=35	n=15
2 制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	選択式	単数回答 n=11	n=11
3 企業が考える需要の変化の主な理由	記述式	n=10	n=10
4 申請したきっかけ	記述式	n=34	n=12
5 今後の登録について	選択式	単数回答 n=35	n=15
6 登録をやめたい理由	選択式	単数回答 n=2	n=1
7 リサイクル製品認定制度に登録している自治体名とその理由	選択式	複数回答 n=35	n=15
8 リサイクル認定製品の使途の認識	選択式	複数回答 n=35	n=15
9 今後の需要拡大の希望	選択式	複数回答 n=35	n=15
10 今後の需要拡大のための方法	選択式	複数回答 n=34	n=11
11 販売実績の公表の可否	選択式	単数回答 n=30	n=12
12 リサイクル製品認定制度に登録してからの変化	選択式	単数回答 n=35	n=15
13 企業が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望	記述式	n=24	n=6

次に、条例等にかかれていないが実際には実施している項目があった。つまり、表においては低い割合の部分に位置しているにも関わらず、実際にはよりたくさんの自治体を実施しているという項目である。実際に実施している自治体が多かったものを表5に示す。

表4 リサイクル製品認定制度の項目記載率

75% ~ 100%	目的、定義、施行期日、認定表示に係る表示、認定証の交付、認定の公表、審査会及び認定の決定、申請者の要件、認定対象製品、変更の届出、認定の取消、認定証の有効期間、認定基準の詳細、広報・啓発、県の製品の優先利用、認定の義務、誤認表示の禁止、知事への報告(認定基準の適合状況等)、申請に係る資料の提出義務、
50% ~ 75%	庶務・所掌、立入検査等、認定の取下げ、認定の効力の失効、認定の更新、県と市町の協働・要請等、損害に対する責任、知事への報告(販売実績等)、製品の安全の維持、問題が生じた時の処理責任、
25% ~ 50%	募集(回/年)、実績の概要の公表、関係資料の保存、定期検査の実施、認定製品選択の努力義務
0% ~ 25%	条例・要綱の見直し、業務の委託、事前審査、審査会から知事への結果報告、申請書類の内容、申請者の欠格要件、不誠実行為の禁止、軽微な変更、評価基準の変更等、認定の対象品目の追加申請、認定基準等の変更提案、認定事業者への支援、経過措置、是正又は改善の勧告、公共工事の際の製品の掲示、立入調査の際の身分証の提示、他の都道府県との連携、申請・検査等に係る費用の負担、(消費者・県への)製品の情報提供、用途の目的以外での販売の禁止、

表5 リサイクル製品認定制度の比較項目の実施率(表4と比較)

75% ~ 100%	誤認表示の禁止、製品の安全の維持
50% ~ 75%	条例・要綱の見直し、
25% ~ 50%	申請者の欠格要件
0% ~ 25%	

「誤認表示の禁止」や「製品の安全の維持」などは、条例等にかかれていなくても最低限の社会的常識としてみなされているゆえに条例等に明記されていなかったのではないかと推測する。

一方、「条例等の見直し」や、「申請者の欠格要件」などは、条例等には書かれていないが実際には実施されている、もしくは規定があることが分かった。しかし、条例等に明記されていないことから、リサイクル認定事業者には認識されていないことが推測される。

次に、条例等を分析して、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の4点が明らかになった。

- 1) 条例等を見直しを行っている自治体は全体の83%であった。
- 2) 県内で発生した再生資源を使用していること

を、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。

- 3) 申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であった。
- 4) 認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった

1)について述べる。条例等の見直しについて条例等に明記されていた自治体は全体の6%であった。アンケート調査で実際には、83%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。

2)について述べる。県内で発生した再生資源を使用することを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。リサイクル製品認定制度が都道府県レベルで実施されていることが、この結果に繋がったのではないかと推測する。

3)について述べる。申請者の欠格要件について条例等に明記されていた自治体は全体の9%であった。アンケート調査で実際には申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であることが分かった。

4)について述べる。認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。次に多かったのは5年で、17%の自治体がそうであった。残りの6%は2年であった。

(2) リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態

リサイクル製品認定制度の自治体の実施実態を示す。(1)では条例等に書かれている内容を明確にしたが、条例等には書かれていないことを明確にする必要があると考えた。よって、(2)では条例等に書かれていない内容を主に示す。

自治体へのアンケート調査票の内容を表2に示す。

リサイクル製品認定制度の実施実態についてアンケート調査を実施した結果、主に8点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる3点について以下に記す。

1) 審査会の透明性について

アンケート調査で、審査会の透明性を把握するために審査会を県民が公聴することは可能か、審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、一般住民(=県民)が審査員として、審査会に参加することは可能か、の3つの事柄を聞いた。すると、は全体の19%、は全体の7%、は全体の8%が該当することが分かった。この結果を受けて、審査会の透明性は低いことが考えられる。

2) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けについて

公共事業の際にリサイクル認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の22%であった。その方法

は、仕様書や発注図書に明記することであった。残りの自治体は義務付けていない、もしくは努力義務にとどまるとのことであった。

3) リサイクル認定製品の県の利用率の把握及び販売実績について

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は6%と少なかった。その理由として、利用する製品の選択が公共事業施工業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。X県の利用実績のデータを表6に示す。

表6 X県の利用実績 (単位:百万円)

	H16		H17		H18		H19	
	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績	利用品目	販売実績
建設資材	48	494	67	1616	69	1231	68	1075
土砂類	10	64	11	95	13	86	12	87
コンクリート2次製品	23	311	39	1367	47	1063	51	947
その他	15	119	17	154	9	82	5	41
農業資材	4	6	1	0	0	0	0	0
物品	4	0	2	0	5	6	4	8
環境資材	9	8	9	17	11	7	9	6
合計	65	508	79	1633	85	1244	81	1089

過去数年を通じて70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。

(3) リサイクル認定事業者の現状

最後にリサイクル認定事業者の現状を調査した。調査対象を三重県と滋賀県に設定した理由を示す。まず、三重県を選んだ理由は2点ある。1点目は三重県が比較的早い時期から実施されているため、2点目は文献1の調査結果と比較するためである。次に、滋賀県を選んだ理由は2点ある。1点目は滋賀県が比較的近年に実施されているため、2点目は滋賀県が、三重県の条例を参考にして制定しているためである。アンケート調査票を表3に示す。

リサイクル製品認定制度の認定事業者の現状について、主に7点のことが明らかになった。その中でも、特に重要と思われる2点を以下に記す。

1) 建設資材の販売実績について

例として、三重県のリサイクル認定事業者aからいただいた販売実績(表は省略)を挙げる。製品はコンクリート2次製品である。2年間で99%以上が県の公共事業で使われており、残りは市町で使われていた。国の公共事業への使用、民間リサイクル認定事業者での使用はなかった。

2) 三重県・滋賀県のリサイクル認定事業者の要望について

三重県にリサイクル認定事業者に聞いた中で最も多かった回答(9事業者)は「費用に関する事項」で、具体的には、検査の費用がかかるということである(表7)。数年前に当時リサイクル認定を受けていたリサイクル認定事業者が、認定基準を超えた埋め戻し材を製造しており、その後問題となったことが背景にある。他には「制度に関する項目」や「需要に関する項目」などがあった。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者からは、「制度に関する事項」、具体的には、リサイクル認定製品を公共事業で使用するようしてほしいという声が多かった(表8)。特に製品の性質上、公共事業でしか需要が期待できない製品もあり、行政に対する要望は多かった。他には「需要に関する項目」などがあった。

5. 結論

目的1：自治体の実施実態の明確化について

自治体の実施実態について、主に次の3点が明らかになった。

- 1) 審査会の透明性が低い
- 2) 公共事業の際に認定製品の利用を義務付けている自治体は全体の22%であり、仕様書や発注図書などで明記するという方法をとって

いる。

- 3) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の6%と少ない。なお、県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

目的2：リサイクル認定事業者の現状の明確化について

リサイクル認定事業者の現状について、主に次の2点が明らかになった。

- 1) 建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。
- 2) 三重県のリサイクル認定事業者の多く(9事業者)は費用に関する事項、具体的には検査費用の負担を減らすこと(表7)、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れること(表8)を要望している。

6. 今後の課題

今回の研究では、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状について調査することができなかったため、今後、調査する必要があると考える。

表7 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望
(三重県) (n=24) (自由記述式)(一部抜粋)

費用に関する事項	条例改正により検査費用の負担が多い。
	当社の三重県リサイクル認定製品(埋戻し材)の原材料は、がれき類(構築物の解体及び除去に伴い発生する廃棄物、コンクリート、アスファルト)を7:3程度の割合で混合し破碎してふるい分け、製造している。原材料としては全国的にも普及している再生砕石の原材料と何ら変わらず何の問題もないように私共は思うがテレビでも新聞紙上でも世間を騒がした 産業のフェロシルト問題から三重県ではリサイクル認定製品の認定基準が変わった。
	おそらくどの製品も同様だが、供給過多の状態である。市町村レベルまでのリサイクル製品の率先利用の意識が非常に低いことが原因のひとつである。需要が少ないとコストが下げられないという悪循環が、見受けられる。安全性に関する試験費等のコストが上昇しているため、認定を辞退する業者も出ている。
	三重県では「 産業」の問題が発生してから県の対応が「性善説」から「性悪説」に変わったようで、必要以上のチェック体制を行っており、それに伴い管理費用は増大している。JIS同様の管理レベルでよいと考えられるが、今後このまま推移するとリサイクル認定を取り下げざるを得ない業者も出てくるかと考えられる。
	リサイクル製品認定制度は都道府県により異なりますが、JISの範囲内での検査・管理が望ましい。
	認定更新に費用がかかりすぎる。
	フェロシルトの事があるが検査等の維持費が高く、販売額が少なく取り下げが増えていると聞く。
	現在のところ、認定を維持していく経費に比べ、売り上げが少ないため(弊社の努力に不足があるかも?)、一層の普及が望まれる。
	自治体・行政によるリサイクル開発品の積極的活用、使用推進、また、開発費などの補助制度を確かなものに限定する。審査制度の強化。

表8 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望
(滋賀県) (n=6) (自由記述式)(一部抜粋)

制度に関する事項	滋賀県リサイクル製品認定制度は、平成17年に創設されたが使用実績は少なく、登録はしたが効果がほとんど得られていない現状である。リサイクル製品の認定は、琵琶湖環境部が行い、工事の発注は土木交通部が行うため、役所の縦割り行政の弊害が強い。当社を含め、認定を受けた製造業者(6社・コンクリート二次製品の製造が主)は、リサイクル製品を通じて循環型社会の形成に貢献すべく、滋賀県リサイクル製品利用促進協議会を設立し、県・市町にリサイクル製品の積極的な利用をお願いしている。しかし、県としては認定したが、積極的な使用を考えてないみたいだ。国土交通省では、民間などで開発された新技術を公共事業において積極的かつ円滑に活用するために、新技術情報提供システム(NETIS)を実施している。当社は、再生骨材コンクリート及び再生骨材コンクリート二次製品を登録しており、積極的に使用されている。
	行政機関が需要拡大施策を推進してほしい。
	行政側からの強い指導なくして公共工事での普及は無いためと思う
需要に関する事項	民間需要を期待しての制度だったかも知れないが、再生紙利用製品と同じで、公共機関に期待せざるを得ない。当方製品も公共事業でしか期待できない。

The execution realities of municipality concerning recycling product recognition system and the recycling recognition entrepreneur's research

0512024 Yumiko Sonoda

Background

Basic Law for Establishing the Recycling-based Society is approved in 2000, and the frame for the construction of the recycling society system has been maintained from the legislation side. It increases, and it is executed executing the recycling product recognition system in the local government in such a current state in 35 municipalities.

However, the recycling product recognition system is not clear the current state of the execution realities and the recognition entrepreneur of the recycling product recognition system of the municipality and details, etc.

Purpose

Clarify the execution realities of the municipality that cannot understand from the ordinance etc.

Clarify recycling recognition entrepreneur's current state.

Method

- 1) Essential information of 35 municipalities is brought together based on HP.
- 2) The ordinance etc. of the each one rule body are analyzed.
- 3) The questionnaire survey is done to the each one rule body.
- 4) The questionnaire survey is done to the recycling recognition entrepreneur.

Result

About the clarification of the execution realities of the municipality

- 1) The transparency of the examination association is low
- 2) The municipality that obligates the use of the recognition product in public works is the entire 28%, and the method of describing in specifications and the order books, etc. clearly is adopted.
- 3) The municipality that understands the availability of the prefecture of the recycling recognition product is few with 6% of the whole. There are a lot of use of the construction material in the use results of the prefecture.

About the clarification of recycling recognition entrepreneur's current state

- 1) The ratio of the sales performance to the government office that occupies it tends the sales performance the construction material ..high...
- 2) Many of recycling recognition entrepreneurs in Mie Prefecture are the matters concerning cost and are concretely demanding to decrease the load of the inspection cost. Many of recycling recognition entrepreneurs in Shiga Prefecture are demanding to take the recycling recognition product to public works more.